


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「決算事務説明会」のご案内
- ◆ 「新社会人セミナー」のご案内
- ◆ 「経営セミナー」のご案内
- ◆ 花いっぱい運動のご協力をお願い

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
2	2	(月)	厚生委員会	14:00～15:00	於:事務局会議室
2	10	(火)	確定申告PRパレード	14:00～15:00	於:新天町商店街
2	16	(月)	入札説明会	14:00～15:00	於:事務局会議室
2	17	(火)	//	// ~ //	於:事務局会議室
2	18	(水)	新設法人説明会	13:30～16:30	於:TKPエルガーラホール7F
2	24	(火)	組織委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
3	4	(水)	花いっぱい運動	14:30～16:00	於:中央区舞鶴地区

●支部の行事

月	日	曜	内容		
2		()	(第2支部) 第2回ストレッチ教室	未定 ~	於:大名公民館
2	19	(木)	(第8支部) 会員交流会	未定 ~	於:未定
3	4	(水)	(第10支部) 会員交流会	未定 ~	於:未定

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
2		()	役員会	17:00～18:00	於:大同生命ビル会議室
2	12	(木)	定例会	18:30～21:00	於:博多程よし

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
2	13	(金)	会員の集い	18:00～20:00	於:福新楼

入札実施のお知らせ

当会では、「定期便発送委託業務」にかかる入札を実施します。
 入札参加ご希望の方は、当会ホームページの「入札のご案内」をご確認ください。
 また入札に際し、入札説明会を下記日程で行います。

1回目 2026年2月16日(月) 14:00～15:00

2回目 2026年2月17日(火) // //

(I) 税務カレンダー

- 2月3日 ● 贈与税の申告（～3月16日）
- 2月10日 ● 源泉所得税の納付
- 2月16日 ● 所得税の確定申告（～3月16日）
- 2月28日（土曜・休日につき3月2日）
 - 12月決算法人（決算期の定めのないものを含む。）の確定申告
 - 6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

（新リース会計基準改正に伴う）経過リース期間定額法

税理士 堤 一 博

2024（令和6）年9月に企業会計基準委員会から「新リース会計基準（企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針）」が公表され、2027（令和9）年4月1日以後に開始される連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用となります。

この基準は、主に上場企業や大企業が対象ですが、中小企業は任意適用となります。新基準ではすべてのリース契約を「利用権資産」と「リース負債」として貸借対照表に計上することが求められることとなりますので従来のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別がなくなり、すべてのリースが資産として認識されることとなります。

また、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の期首から早期適用することも認められています。

この見直しの概要は、以下のとおりです。

- (1) **借手**については、これまでのオペレーティング・リース（賃貸借取引に準じた会計処理。資産を単に借りる取引で所有権は貸手に留まる取引）とファイナンス・リース（売買取引に準じた会計処理。借手が資産を長期間使用することを前提として、リースの所有権が借手に移ることが一般的な取引）の区分を廃止し、「使用権資産」と「リース負債」を計上する単一の会計モデルを採用することとされました（オンバランス処理）。

（注）オンバランス処理とは取引内容を損益勘定だけではなく、貸借勘定としても取り扱う処理をいいます。

- (2) **貸手**については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースと区分することとし、その区分に応じた処理を行うこととされました。なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第2法）による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止することとされました。

【会計基準の見直しの概要】

リースの区分	借 手		貸 手	
	旧リース会計基準	新リース会計基準	旧リース会計基準	新リース会計基準
ファイナンス・リース	売買取引に準じた会計処理	原則、全てのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上	売買取引に準じた会計処理	
			割賦基準の廃止	
オペレーティング・リース	賃貸借取引に準じた会計処理		賃貸借取引に準じた会計処理	

中小企業などの監査対象法人以外の法人については、引き続き「中小企業の会計に関する指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」に則った会計処理も可能とされています。

(出典：国税庁 令和7年度 法人税関係法令の改正の概要)

この「新リース会計基準」を受けて令和7年度税制改正では、

(1) 借手に関する改正

・ オペレーティング・リース取引に係る賃貸借取引の明確化 (法 53 条)

「新リース会計基準」では、借手においては、ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引の区分はせず、オンバランス処理が強制されます。これに対して**法人税法上のリース取引とは**資産の賃貸借のうち一定の要件を満たすものをいいますが、ファイナンス・リース取引(所有権移転リース取引・所有権移転外リース取引(注1))は通常売買処理として資産計上され、リース料は損金算入が認められるとともに、オペレーティング・リース取引は**リース取引以外の賃貸借取引**とされ、原則、賃借料(リース料)の損金算入は認められます。このため、「新リース会計基準」を適用する場合には税務と会計の処理が不一致(税会不一致)となりますので、法人税申告での申告調整が必要です。

なお、「新リース会計基準」の適用の場合であっても、①「少額リース」(契約1件のリース料総額が300万円以内)、②「短期リース」(リース期間が12か月以内の契約)の場合には、使用権資産・リース負債の計上を行わずリース期間にわたって賃借料として費用計上ができます。

・ 「リース期間定額法」の計算方法の見直し (法令 48 条の 2 ①六・④、法令 61 条①ニイ・ハ)

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却(リース期間定額法)については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時に1円(備忘価額)まで償却できることとされました。

改正前	<計算式> 償却限度額 = (リース資産の取得価額 - 残価保証額) × $\frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$
改正後	<計算式> 償却限度額 = <u>リース資産の取得価額</u> × $\frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$

・ リース期間定額法の見直しに伴う経過措置

令和9年3月31日以前にその**取得価額に残価保証額が含まれている所有権移転外リース取引**に係る契約が締結されているものを「経過リース資産」と位置付け、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて「**経過リース期間定額法**」を採用できる経過措置が以下のとおり講じられました(改正法附則7条②)。

経過措置	<計算式> 償却限度額 = <u>経過リース資産の改定取得価額</u> × $\frac{\text{当期における改定リース期間の月数}}{\text{改定リース期間の月数}}$
------	----------------------------------------------------------------------------------------------

「改定取得価額」とは、経過措置の適用を受ける最初の事業年度(令和7年4月1日以後に開始する事業年度からの適用であるので、令和8年3月31日終了事業年度が最初の適用事業年度となります。)の開始時における取得価額をいい、適用事業年度前の各事業年度において償却の額で損金算入された金額がある場合はその金額を控除した金額です。(改正法令附則7条④) また「改定リース期間」とは、その「経過リース資産」の契約リース期間のうち適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間(未経過リース期間)をいいます。

ただし、この経過措置の適用を受けようとする場合は、「経過リース定額法」を採用しようとする事業年度において有する**すべての「経過リース資産」に適用する必要があります**。また、この経過措置の適用を受けようとする法人は、その「経過リース期間定額法」を採用しようとする事業年度(令和9年3月31日

後の最初に開始する事業年度以前の事業年度に限り。)に係る確定申告書の提出期限までに一定の事項を記載した届出書(「リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書」)を納税地の所轄税務署長に提出したうえで、確定申告書には「経過リース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」(別表16(4))を添付する必要があります。

(注1)上記の法人税法上の所有権移転外ファイナンス・リース契約で残価保証額が取得価額に含まれているリース契約の場合には、「経過リース期間定額法」の採用により、残存額に含まれていた残価保証額を適用事業年度以後の減価償却により損金算入することができます。

(2) 貸手に関する改正

- ・「新リース会計基準」において割賦基準が認められなくなったことを踏まえ、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例(延払基準の特例:旧法63条、旧法令124～128条)は廃止されました。(※経過措置あり)

令和7年度税制改正大綱に、今回の説明では割愛した法人税及び消費税に関するリース譲渡特例廃止に伴う貸手における経過措置もあります。併せてご検討ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2026	2	18(水)	13:30～16:50	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入済)	TKPエルガーラホール7F
		17(火)	未定	本部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	3	17(火)	未定	〃	経営セミナー (チラシは2月号に封入)	〃
		18(水)	15:00～15:50	〃	正副会長会	〃
		18(水)	16:00～17:00	〃	理事会	〃
		6(月)	09:30～16:00	本部	新社会人セミナー (チラシは2月号に封入)	西鉄IN福岡 (アクロス福岡前)
	4	23(木)	14:00～14:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		23(木)	15:00～16:00	〃	理事会	〃
		未定	〃	〃	パソコン講座(ワード初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入予定)	サンセルコビル
		未定	〃	〃	パソコン講座(ワード初級)2/2日目	〃
		未定	〃	〃	パソコン講座(エクセル初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入予定)	〃
		未定	〃	〃	パソコン講座(エクセル初級)2/2日目	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)